

CYカットタイムの短縮

■現状認識

- ①対象仕向け国：北米、欧州、中国（東南アジアの国は対象外）
※日本への輸入もルールあり
- ②運用ルール
 - ・各輸入国が詳細ルールを制定
 - ・本船への船積み前24時間前までに、船社は輸入国税関にマニフェスト情報を送信
 - ・トランシップする場合は、経由地での本船船積み前24時間前に送信
- ③日本での対応状況
 - ・日本では結果的にほぼ全船社がCY Cutを入港日の3日前に設定
(理由) ・輸入国からRejectされた場合、訂正後再送信する時間的余裕を設ける
(大手荷主については荷主提供の情報エラーによるRejectはほとんどない)
 - ・時差(欧・米)の関係
 - ・ドキュメントセンターでの時間的余裕を設けたい

■問題点

- ①発地CY内での貨物の滞留
⇒ 輸出金額1兆円企業の場合、荷主にとって1日あたり約40億円相当の資産滞留
- ②コンテナの滞留、滞留コンテナによりターミナルスペースの非効率化
- ③直航船利用による利便性の低減
⇒ 韓国経由等を利用すれば、日本の港での24時間ルール適用回避が可能

■改善要望事項

- ・民間企業間での交渉・調整の範囲ではなく、行政による輸入国側との運用ルール構築
(例) 日本、及び輸入国側でAEOを取得している荷主に対する優遇制度確立

(参考) 『24時間ルール』の運用

- ・上海港(外高橋)
 - 太平洋航路：書類 -4日 コンテナ -3日
- ・シンガポール港
 - 太平洋航路：書類 -3日 コンテナ -1日
 - 欧州航路：書類 -1日 コンテナ -1日
- ・釜山港：書類 -3日 コンテナ -1日
- ・ハイフォン港：フィーダー港の為、対象外